

外来診療に係るデータの提出について

1. 「データ提出加算」導入の背景

(1) 平成 24 年度診療報酬改定において、急性期入院医療を担う医療機関の機能や役割を適切に分析・評価するため、D P C 対象病院でない出来高算定病院についても、診療している患者の病態や実施した医療行為の内容等について、データを提出された場合の評価を行うこと。また、D P C 対象病院における外来診療や入院診療の出来高算定患者に係るデータの提出について評価を行うこととされ、以下の評価が新設された。

(2) 診療している患者の病態や実施した医療行為の内容等について、D P C フォーマットによるデータを提出することの評価をする。

「データ提出加算 1」

入院診療に係るデータを提出することにより算定する。

「データ提出加算 2」

入院診療に係るデータに加えて外来診療データを提出した場合に算定する。

〔算定要件〕

様式 40-5 「D P C フォーマットデータ提出開始届書」によりデータを提出することをあらかじめ届出た上で、当該するデータ（試行データ）の届出の実績が認められた場合、様式 40-7 「データ提出加算に係る届出書」を提出することで算定できる。

2. 「データ提出加算 1（入院診療データ）」に係る届出等について

・ D P C 対象病院および D P C 準備病院（平成 23 年度以前から）

既にデータ提出の実績があるため、様式 40-7 「データ提出加算に係る届出書」を提出することで、平成 24 年 4 月より算定。

・ 平成 24 年度新規 D P C 準備病院

様式 40-5 「D P C フォーマットデータ提出開始届書」を届け出た上で、試行データ（平成 24 年 4 月～6 月）が適切に提出されたことが確認され、医療課より「通知」がされた病院が、様式 40-7 「データ提出加算に係る届出書」を提出することで、平成 24 年 9 月より算定。

・ 出来高算定病院

様式 40-5 「D P C フォーマットデータ提出開始届書」を届け出た上で、試行データ（平成 24 年 6 月～7 月）が適切に提出されたことが確認され、医療課より「通知」がされた病院が、様式 40-7 「データ提

出加算に係る届出書」を提出することで、平成 24 年 10 月より算定。

3. 「データ提出加算 2 (入院診療データおよび外来診療データ)」の届出(案)について

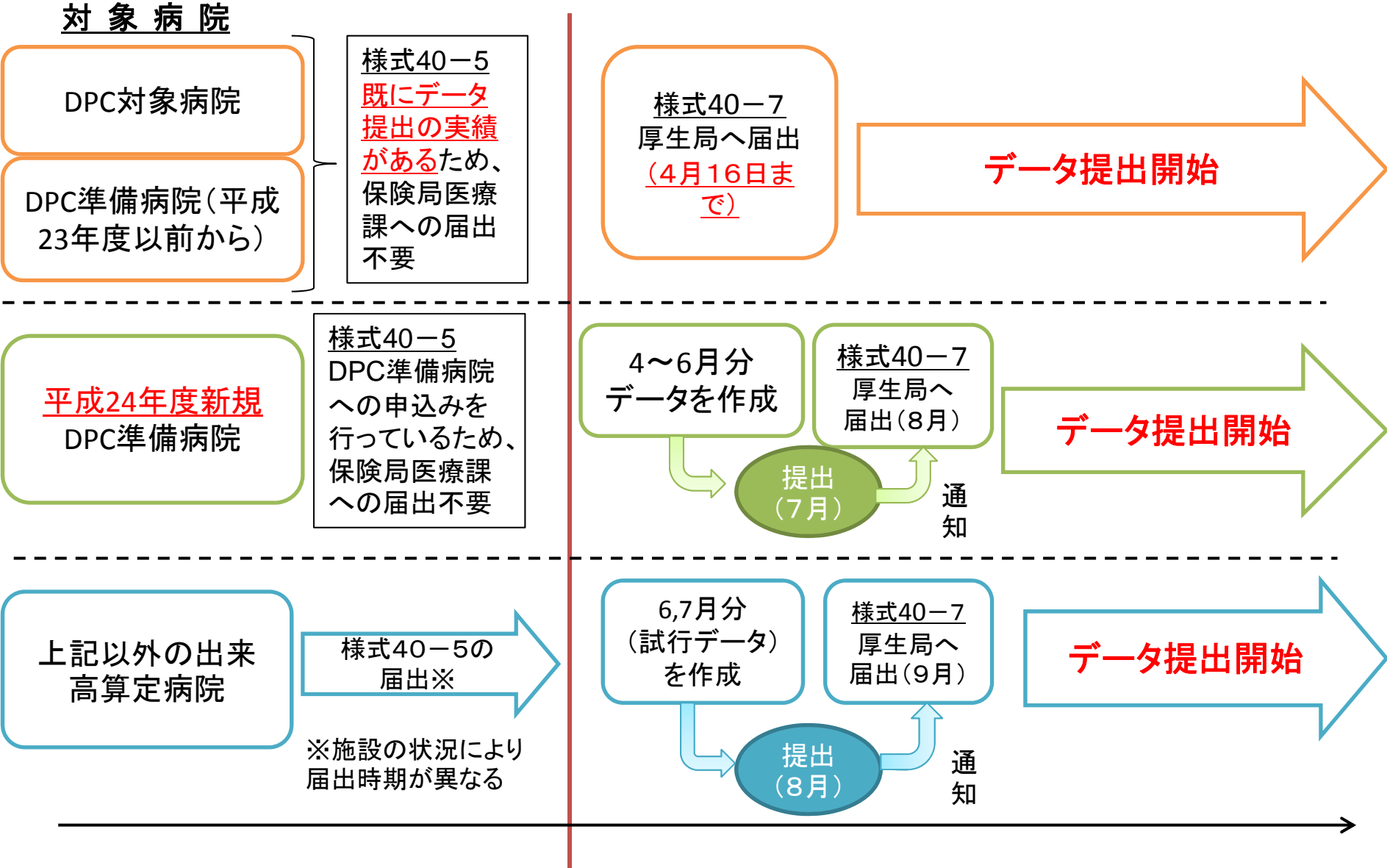
「データ提出加算 1」については、上記 2 にあるとおり、従前よりデータを提出している、平成 23 年度時点で D P C 対象病院又は D P C 準備病院であった病院については、既にデータ提出の実績があるとして、様式 40-7「データ提出加算に係る届出書」を届出することができるとしていることから、「データ提出加算 2」についても、「データ提出加算 1」と同様の取り扱いとする。

この場合、D P C 対象病院又は D P C 準備病院（平成 24 年度 D P C 新規準備病院については、データ提出の実績が確認され、医療課より「データ提出加算」に係る「通知」をされた病院に限る。）は、既にデータ提出の実績があるとして、様式 40-7「データ提出加算に係る届出書」を届出することができる。

出来高算定病院については、データ提出の実績が確認された旨の、医療課からの「通知(写)」を、様式 40-7「データ提出加算に係る届出書」に添付して届出することができる。

※「データ提出加算」に係るスケジュール(案)は別紙のとおりとする。

データ提出加算1（入院診療データ）の届出スケジュール



データ提出加算2の届出と算定のスケジュール(案)

対象病院

DPC対象病院
(Ⅰ群・Ⅱ群は必須、
Ⅲ群は任意)

DPC準備病院
(任意)

出来高算定病院
(任意)

※医療課から発出されたデータ提出加算1に係る通知

様式40-7 厚生局へ届出
(9月2日～10月1日 まで)

様式40-5について
既にDPCフォーマットデータ提出の実績があるため、保険局医療課への届出不要

様式40-7 厚生局へ届出
(9月2日～10月1日 まで)

医療課より通知(※)された文書の写しを添付して届出

様式40-5について
既にDPCフォーマットデータ提出の実績があるため、保険局医療課への届出不要

10月1日より

データ提出加算
1および2算定可
(機能評価係数Ⅰを含む)

データ提出
加算1および2算定可

データ提出
加算1および2算定可

平成24年10月1日